

○町田市スポーツ推進条例

平成 25 年 3 月 29 日

条例第 6 号

文化スポーツ振興部スポーツ振興課

前文

今日、スポーツの持つ役割は、体力向上や健康の保持増進、青少年の健全育成といった役割から、生活習慣病の予防やストレスの防止、地域社会の活性化、スポーツを通じた都市環境の整備、地域経済への貢献など社会的役割へ拡大している。

こうした状況の下、市民一人ひとりがスポーツの果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、スポーツをする、見る、そして支えるというそれぞれの場面において様々な事業を行い、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境を整え、豊かなスポーツ文化を育むことが重要である。

ここに町田市は、スポーツに関する基本理念を明らかにするとともにその方向を示し、市民の理解と参加の下で、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツに関する基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）の責務並びに市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の健康の保持及び増進、明るく豊かな市民生活の形成並びに活力ある市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) スポーツ関連活動　スポーツをすること、若しくは見ること、又はこれらを支援することをいう。

- (2) スポーツ施設 一般の利用に供することを目的として設置された体育館、運動場その他のスポーツ関連活動を行うための施設（設備を含む。）をいう。
- (3) 市民等 市内に在住し、在学し、在勤し、若しくは滞在する者又は市が推進するスポーツに関する施策に賛同し、協力する個人をいう。
- (4) ホームタウンチーム 市内を本拠としてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体のうち特定のスポーツ競技において国内における最高水準の組織に所属し、又は所属することが見込まれるものであって、市長の承認を受けたものをいう。
- (5) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ関連活動を行う法人その他の団体（国及び地方公共団体並びにホームタウンチームを除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 スポーツの推進に当たっては、スポーツに親しむことができる環境の整備、スポーツ関連活動により市民等が誇りと愛着をもつことができる魅力ある地域社会の形成が図られなければならない。

- 2 スポーツの推進に当たっては、スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上が図られなければならない。
- 3 スポーツの推進に当たっては、市、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の信頼の下に連携及び協力が図られなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、基本理念にのっとり、市の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、市民等の健康の保持及び増進のための施策を推進しなければならない。
- 3 市は、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活動に関する環境を整備しなければならない。
- 4 市は、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体が行うスポーツ関連活

動に対し、広報活動その他の方法により支援しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らがスポーツ関連活動の担い手であることを理解し、相互に尊重し、自主的な活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、前条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(ホームタウンチームの役割)

第6条 ホームタウンチームは、自らの競技活動を通じて市の広報に努めるとともに、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、第4条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第7条 スポーツ関連団体は、地域社会の一員として、自主的なスポーツ関連活動を通じて、第4条の規定により市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ推進計画)

第8条 市長は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）

第10条第1項の規定に基づき、スポーツに関する施策について、総合的な推進を図るための基本的な計画を定めるものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第9条 市長は、スポーツの推進に当たって、スポーツ施設を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第10条 市は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

(審議会の設置)

第11条 市は、法第31条に規定するスポーツ推進審議会等として、町田市スポーツ推進審議会を置く。

2 前項の町田市スポーツ推進審議会に関し必要な事項は、条例で別に定める。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(町田市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

2 町田市スポーツ振興審議会条例（平成 20 年 3 月町田市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

町田市スポーツ推進審議会条例

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、町田市スポーツ推進条例（平成 25 年 3 月町田市条例第 6 号）

第 11 条第 2 項の規定に基づき、町田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条第 1 号中「法」を「スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）」に改める。